

## 浜松市排水設備台帳の閲覧等に関する取扱い要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市下水道条例(昭和37年浜松市条例第21号)第6条及び第7条の業務により調整された、排水設備工事調書等(以下「排水設備台帳」という。)を閲覧者の利便に供し、住民サービスの向上に寄与するため、必要な事項を定める。

### (排水設備台帳)

第2条 この要綱において、排水設備台帳とは、排水設備の設置場所、申請者、所有者、敷地面積等の記載並びに建物の案内図及び平面図並びに管の敷設状況等の図面が記載されているものをいい、個別排水設備の管理用のものをいう。

### (閲覧)

第3条 次に掲げる者は、排水設備台帳の記載内容について、閲覧を請求することができる。

(1) 排水設備台帳に係る排水設備の申請者又は所有者

(2) 前号に規定する者の同意を受けた者

2 前項各号の規定により閲覧を請求しようとする者は、排水設備台帳閲覧申請書(別記様式)を浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

3 前1項第2号の規定により閲覧を請求しようとする者は、同意書を管理者に提出しなければならない。

### (閲覧方法)

第4条 閲覧をする者は、管理者が指定する場所で行わなければならない。

### (閲覧者の責務)

第5条 閲覧をした者は、閲覧した資料に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報保護のため、閲覧した資料の使用及び保管について十分注意すること。

(2) 閲覧申請した排水設備台帳以外又は閲覧目的以外に使用しないこと。

### (費用負担)

第6条 排水設備台帳の写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

### (細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住 所  
法 人 名  
申 請 者 氏 名

## 台帳閲覧申請書

このことについて、 から下記の（ 給水装置 ・ 排水設備 ・ 取付管ファイル ）  
に係る調査依頼を受けましたので、閲覧者 により 台帳の閲覧を申請いたします。  
なお、台帳の閲覧により、知りえた情報は厳重に管理し、使用調査以外の目的に使用しないことを誓約します。

閲覧箇所住所 浜松市 町 番地  
丁目 番 号

メーター番号

お客さま番号（使用者コード）

旧所有者（台帳上所有者）

台帳の写し（要・不要）

## 同意書

平成 年 月 日

住 所  
法 人 名  
所有者（使用者） 氏 名

私が所有（使用）する（ 給水装置 ・ 排水設備 ・ 取付管ファイル ）に関する浜松市保有情報を上記  
の申請者が閲覧することに同意します。